

(平成21年9月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 1 件 |
| 厚生年金関係 | 1 件 |

第1 委員会の結論

申立人は、昭和18年1月15日から55年9月16日までの期間において厚生年金保険被保険者であったと認められることから、A社B工場（現在は、C社）における申立人に係る被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和18年12月1日）及び資格取得日（昭和19年6月1日）の記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を18年12月から19年3月までの期間については60円、同年4月から同年5月までの期間については80円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年12月1日から19年6月1日まで

私は、昭和18年1月15日から55年9月15日までA社B工場に継続して勤務していた。

途中退職したことは無く、勤務している途中で厚生年金保険の未加入期間があるのはおかしいので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場が保管する申立人に係る人事記録及び同僚の記憶により、申立人は、申立期間前後を含む期間において、勤務地及び職務内容等に変更は無く同社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録では、申立人は、A社B工場において、昭和18年1月15日に被保険者資格を取得し、同年12月1日にいったん喪失し、その後、19年6月1日に再取得した記録となっているところ、社会保険事務所が保管する同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿のうち21年4月1日以前の記録がある被保険者名簿（以下「更新前被保険者名簿」という。）には、オンライン記録どおりであれば記載されているべき19年6月1日の再取得日が記載されていない。

さらに、更新前被保険者名簿を更新し、昭和22年6月1日から23年2月1日までの記録がある健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「更新後被

保険者名簿」という。)には、更新前被保険者名簿に記載されていた18年12月1日の資格喪失日の記載が無い上、資格取得日もオンライン記録にある再取得日の19年6月1日ではなく、当初の資格取得日である18年1月15日と記載されており、申立人が18年1月15日から23年2月1日まで申立期間を含めて継続して被保険者であった記録となっている。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る前述の社会保険事務所の記録には不自然な点が散見され、申立期間において記録管理が適切に行われていなかったものと認められることから、事業主が、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失(昭和18年12月1日)及び取得(昭和19年6月1日)の届出を社会保険事務所に対して行ったとは認められない。

なお、申立期間の標準報酬月額については、更新前被保険者名簿及び更新後被保険者名簿における申立人に係る記録から、昭和18年12月から19年3月までの期間については60円、同年4月から同年5月までの期間については80円とすることが妥当である。